

放送大学 天空技術士会 会則

2021/4/27 起案

2021/4/28, 2021/5/3, 2021/5/8 ,2022/3/6,2024/1/26, 2024/5/1 変更

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「放送大学 天空技術士会」と称する。

第2条 目的

本会は、放送大学の学生間の親睦を深め、技術的な情報等を共有する事により、授業の理解を深め、継続して研鑽を行う事により、会員の資格取得や技術力向上を図ることを目的とする。

第3条 所在地

当会は、放送大学 渋谷学習センターを所在地とする。

(基本的に代表者が所属する学習センターとする。)

第4条 活動

本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う事を目標とする。

1. 会員同士や他の人たちとの交流
2. 有益な情報の共有
3. 落ちこぼれの援助や社会的少数派等の保護
4. 国際人材の育成
5. 会員の成功や成長

第2章 会員

第5条 会員資格

会員は、放送大学の学生、教職員及び同窓会会員と、役員会の承認を受けたものとする。

第6条 会費

本会は当面の間、会費を徴収しない。本会の活動および、その運営に必要な経費は、その都度徴収し、清算する。

第7条 資格の喪失

総会において、会員として不適当とされた者は会員の資格を喪失する。

第3章 役員

第8条 役員と任務

会長1名 会長は、会員相互の意見を代表して会を統括する。

第9条 役員の選任

会長は、会員の話し合いで選出する。任期の途中でやむを得ない事情で退任する場合は、後任を会員の中から選出する。

第10条 役員の任期

役員の任期は、最大1年間とする。なお、最大、5回までは、再任できる。

第4章 会議

第11条 総会

1. 本会の総会は会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2. 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 本会の解散
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3. 本会の会議は、会長が召集する。

4. 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5. 会員に、電子メール等で賛否を確認し、回答のあったものの中で、過半数で議決する。

第5章 会員情報

第12条 会員情報の管理

本会会員の住所、氏名、電話番号等に関する個人情報は、会長が管理する。

第13条 会員情報の運用

本会会員の住所、氏名、電話番号等に関する個人情報は、会の活動および運営にのみ活用し、他の目的でこれを活用してはならない。

第14条 個人情報漏洩の禁止

本会会員の個人情報を管理するもの、および会の運営上、必要により開示を受けたものは、これらの情報を不用意に他に漏らし第三者に本情報を提供してはならない。